

平成 28 年 5 年 16 日

株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ
(コード番号 8306)

取締役等への業績連動型株式報酬制度の導入について

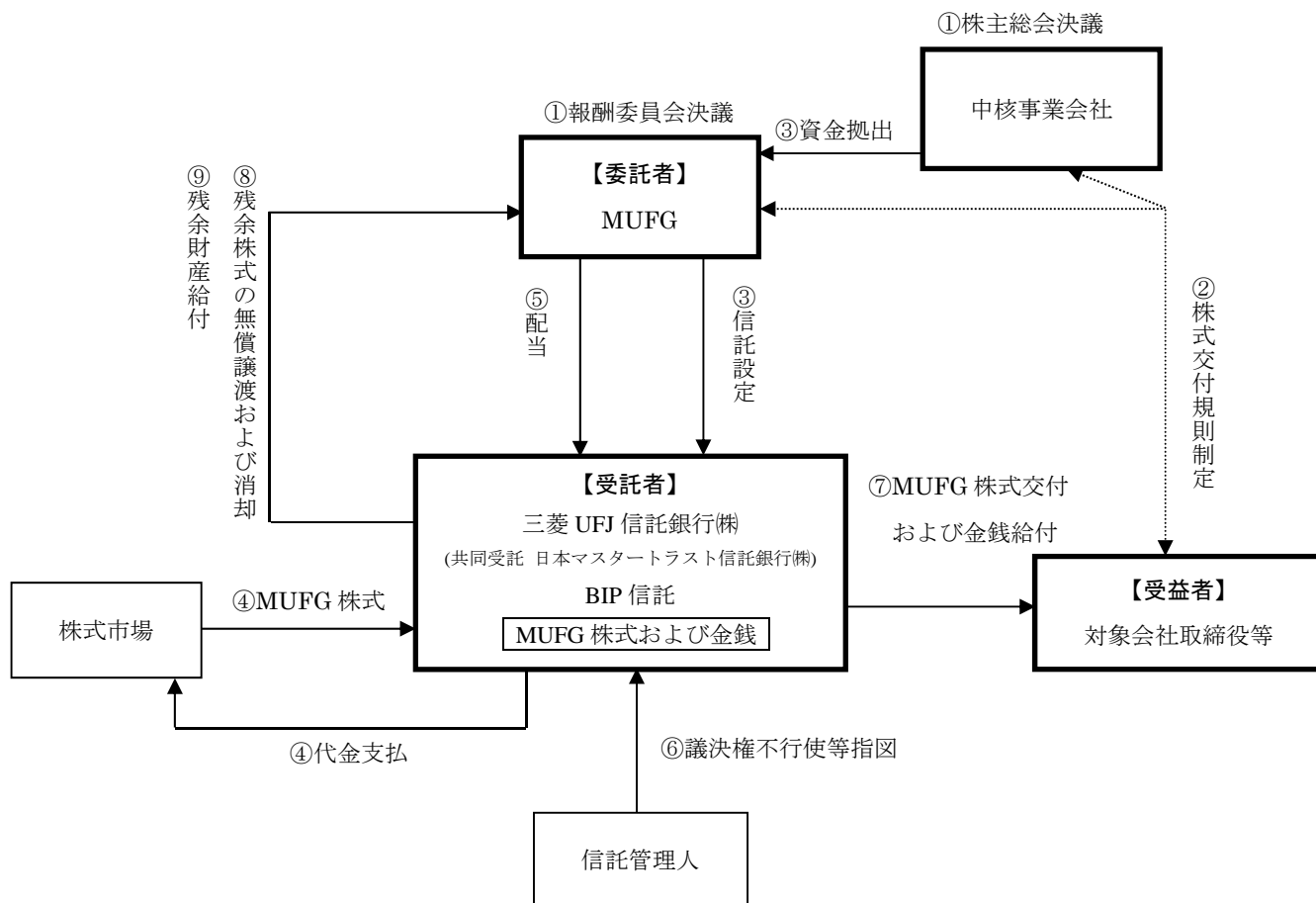
株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ（代表執行役社長 ^{ひらの のぶゆき}平野 信行、以下 MUFG）は、本日開催の報酬委員会において、MUFG の子会社であり MUFG グループの中核を担う株式会社三菱東京 UFJ 銀行、三菱 UFJ 信託銀行株式会社、三菱 UFJ 証券ホールディングス株式会社および三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社（4 社を総称して、以下「中核事業会社」）ならびに MUFG（中核事業会社と MUFG の 5 社を総称して、以下「対象会社」）の取締役、執行役、執行役員およびシニアフェロー（社外取締役および監査委員を務める取締役を除く。以下「取締役等」）を対象に、新たなインセンティブプランとして信託を活用した業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」）を導入することを決議いたしました。

記

1. 本制度の導入目的等

- (1) MUFG は、対象会社の取締役等向けの株式報酬制度として、株式報酬型ストックオプションを採用しておりましたが、MUFG グループ全体の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を可能とするよう、過度なリスクテイクを抑制しつつ、短期のみならず中長期的な業績向上への貢献意欲をより一層高めるため、当該ストックオプション制度を廃止し、新たに信託を活用した本制度を導入いたします。なお、本制度では、その一部を MUFG の中期経営計画の目標に連動させることで、より中長期的な視野での業績や株価を意識した経営を動機付け、中長期的視点で株主の皆さまとの利益の共有を図ってまいります。
- (2) 本制度では、役員報酬 BIP（Board Incentive Plan）信託（以下「BIP 信託」）の仕組みを採用します。BIP 信託とは、米国の業績連動型株式報酬（Performance Share）制度および譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度を参考にした役員に対するインセンティブプランであり、役位や中期経営計画の業績目標の達成度等に応じて、BIP 信託を通じて取得した MUFG 株式を対象会社の取締役等に交付するものです。
- (3) 本制度の導入については、社外取締役を過半数とし、委員長を社外取締役とする報酬委員会において本日決議しております。なお、報酬委員会では、業績目標の妥当性やその達成状況等について公正に評価しており、役員報酬制度に係る決定プロセスおよび結果の透明性・客観性を確保しています。

2. BIP 信託の仕組み



- ① MUFUG は、報酬委員会において本制度の導入および役員報酬に関する承認決議を得ます。中核事業会社は、株主総会において、それぞれ本制度の導入および役員報酬に関する承認決議を得ます。
- ② 各対象会社は、本制度の導入に関して、対象会社ごとに報酬委員会または取締役会において役員報酬に係る「株式交付規則」を制定します。
- ③ 各中核事業会社は、それぞれ①の株主総会決議で承認を受けた範囲内で MUFUG に金銭を拠出します。MUFUG（委託者）は、①の報酬委員会決議で承認を受けた範囲内の金銭に、各中核事業会社から拠出を受けた金銭を合わせて信託銀行（受託者）に信託し、受益者要件を充足する各対象会社の取締役等を受益者として、
 - ・それぞれの退任時に株式交付を行う信託（以下「信託Ⅰ」） および
 - ・対象期間（下記 3. (2)に定める。）の終了時に株式交付を行う信託（以下「信託Ⅱ」）を設定します。
- ④ 信託Ⅰおよび信託Ⅱ（以下「本信託」）の受託者は、信託管理人の指図に従い、③で拠出された金銭を原資として MUFUG 株式を株式市場から取得します。なお、本信託内の MUFUG 株式は、各対象会社が拠出した金額に応じて勘定を分けて管理されます。
- ⑤ 本信託内の MUFUG 株式に対しても、他の MUFUG 株式と同様に配当が行われます。

- ⑥ 本信託内の MUFG 株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、受益者に対しては、各対象会社の株式交付規則に従い、一定のポイントが付与されます。また、受益者は、当該ポイントの一定割合に相当する MUFG 株式の交付を受け、残りのポイントに相当する MUFG 株式については、信託契約の定めに従い、信託内で換価したうえで、換価処分金相当額の金銭を受領します。なお、MUFG 株式から生じる配当金についても、当該ポイント数または受益権割合に応じて受益者に給付されます。
- ⑧ 信託期間中の業績目標の未達成等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより本制度と同種のインセンティブプランとして本信託を継続利用し、または本信託を継続利用しない場合には、本信託から MUFG に当該残余株式を無償譲渡し、MUFG はこれを無償で取得したうえで取締役会決議によりその消却を行う予定です。
なお、信託期間中、受益者への MUFG 株式の交付により信託内に MUFG 株式がなくなった場合は、信託期間が満了する前に信託が終了します。
- ⑨ 本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で MUFG に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、対象会社および対象会社の取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

3. 本制度の内容

(1) 本制度の概要

本制度は、MUFG の中期経営計画の期間に対応した 3 事業年度（当初は平成 29 年 3 月 31 日で終了する事業年度から平成 30 年 3 月 31 日で終了する事業年度までの 2 事業年度）の期間を対象として、役位や中期経営計画の業績目標の達成度等に応じて、役員報酬として MUFG 株式および MUFG 株式の換価処分金額相当額の金銭（以下「MUFG 株式等」）を、MUFG 株式から生じる配当金とともに交付または給付（以下「交付等」）するインセンティブプランです。なお、本制度では、取締役等の退任時に株式交付を行う信託Ⅰと、対象期間の終了時に株式交付を行う信託Ⅱの 2 種類の信託を設定する予定です。

(2) 本信託の対象期間および報酬額の上限

各対象会社は、MUFG の中期経営計画の期間に対応した連続する 3 事業年度の期間（以下「対象期間」）ごとに、それぞれ以下の上限の金銭を取締役等への報酬として拠出し、受益者要件を満たす取締役等を受益者とする信託期間 3 年間の本信託を設定します。ただし、MUFG は、現在、平成 28 年 3 月 31 日で終了する事業年度から平成 30 年 3 月 31 日で終了する事業年度までの 3 事業年度を対象とする中期経営計画を推進中であり、当初は、当該中期経営計画の期間に対応させるため、平成 29 年 3 月 31 日で終了する事業年度から平成 30 年 3 月 31 日で終了する事業年度までの 2 事業年度を対象期間として、それぞれ以下の上限の金銭を取締役等への報酬として拠出し、受益者要件を満たす取締役等を受益者とする信託期間 2 年間の本信託を設定します。なお、本信託に拠出する信託金の金額は、年額報酬および賞与とのバランスならびに本制度における業績連動幅を考慮のうえ、信託報酬および信託費用を加算して算出しています。

また、それぞれの信託期間中、本信託により取締役等に交付される MUFG 株式（その換価処分金相当額の金銭の給付が行われる MUFG 株式を含む。）は、各対象会社ごとに定める上限金額を本信託の株式平均取得単価（下記の信託期間の延長が行われた場合は、延長後に取得した MUFG 株式の平均取得単価）により除して得られる数（小数点以下切捨て）を上限とします。

① MUFG

信託Ⅰに拠出する信託金の上限金額：11 億円（当初設定される信託については 7 億円）（※1）

信託Ⅱに拠出する信託金の上限金額：24 億円（当初設定される信託については 16 億円）（※1）

② 中核事業会社（4 社合計）

信託Ⅰに拠出する信託金の上限金額：52 億円（当初設定される信託については 33 億円）（※1）

信託Ⅱに拠出する信託金の上限金額：71 億円（当初設定される信託については 46 億円）（※1）

なお、信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。また、本信託を継続しない場合でも、当該時点で受益者要件を満たす可能性のある取締役等が存在している場合には、当該取締役等が退任し、MUFG 株式等の交付等が完了するまで、最長で 10 年間、信託Ⅰの信託期間を延長させることがあります。

(3) 本制度の対象者（受益者要件）

各対象会社の取締役等（以下「制度対象者」）は、以下の受益者要件を充足していることを条件に、本信託から累計ポイント数（下記(4)に定める。）に応じた数の MUFG 株式等の交付等を受けます。

① 信託Ⅰ

ア. 対象期間中に対象会社の取締役等であること（※2）（※3）

イ. 対象会社の取締役等を退任していること（※3）

ウ. 一定の非違行為があった者でないこと

エ. その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件を満たしていること

② 信託Ⅱ

①のうち、ア. ウ. エ.

(4) 制度対象者に交付等される MUFG 株式等

① 信託Ⅰ

信託Ⅰより制度対象者に対して交付等が行われる MUFG 株式等は、役位ごとにあらかじめ定められたポイント（以下「役位ポイント」）および役位の上昇に伴って付与されるポイント（以下「昇役ポイント」）により定まります。役位ポイント・昇役ポイントともに、対象期間中に毎月付与され、取締役等の退任時にポイント数の累積値（以下「累計ポイント数」）に応じた MUFG 株式等の交付等が行われます。1 ポイントは、MUFG 株式 1 株とします（※4）。

② 信託Ⅱ

信託Ⅱより制度対象者に対して交付等が行われる MUFG 株式等は、単年度業績に伴って付与されるポイント（以下「単年度ポイント」）および中期経営計画の達成度に応じて付与されるポ

イント（以下「中長期ポイント」）により定まります。単年度ポイントおよび中長期ポイントは、対象期間中、毎月役位ごとにあらかじめ定められたポイントが付与され、単年度ポイントについては各事業年度の終了後に、中長期ポイントについては対象期間の終了後に、それぞれ当該期間の業績に応じて累計ポイント数を調整するためのポイントの加算または減算が行われ、対象期間終了直後の7月頃に累計ポイント数に応じた MUFG 株式等の交付等が行われます。1 ポイントは、MUFG 株式1株とします（※4）。

また、業績連動係数は、業績達成度に応じて0～150%の範囲で変動し、その業績達成度を評価するうえでの指標は、MUFG の連結業務純益、親会社株主に帰属する当期純利益、時価総額、EPS（1株当たり利益）等とします。

(5) MUFG 株式等の交付等の方法および時期

① 信託Ⅰ

受益者要件を充足した制度対象者は、対象会社の取締役等の退任時に累計ポイント数に対応する MUFG 株式の一定割合について交付を受け、また、その残りについては、本信託内で換価したうえで換価処分金相当額の金銭の給付を受けます。（※2）（※3）

② 信託Ⅱ

受益者要件を充足した制度対象者は、各対象期間の末日の直後の7月頃（当初設定される本信託については平成30年7月頃）に、累計ポイント数に対応する MUFG 株式の一定割合について交付を受け、また、その残りについては、本信託内で換価したうえで換価処分金相当額の金銭の給付を受けます。（※2）（※3）

(6) 本信託による MUFG 株式の取得方法

本信託による MUFG 株式の取得は、上記(2)の各対象会社のそれぞれの株式取得資金の上限の範囲内で、株式市場から取得します。

(7) 本信託内の MUFG 株式に関する議決権行使

本信託内にある MUFG 株式（上記(5)により各対象会社の取締役等に交付される前の MUFG 株式）については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(8) 信託期間終了時の取扱い

対象期間における業績目標の未達成等により、信託期間満了時に残余株式が生じた場合、対象期間終了後に開催される予定の MUFG の報酬委員会等において、本制度の継続に関する議案が付議され承認されたときは、当該報酬委員会等で承認を得た範囲内で、新たな本信託を設定する代わりに、信託契約の変更および追加信託を行うことにより本信託を継続することがあります。信託期間満了により本信託を終了させる場合には、株主還元策として、本信託から MUFG に当該残余株式の無償譲渡を行い、MUFG はこれを取締役会決議により消却することを予定しています。

- (※1) 信託期間内の本信託による株式取得資金ならびに信託報酬および信託費用の合算金額となります。
- (※2) 制度対象者が平成 28 年 7 月以降に海外赴任することとなった場合は、赴任時までに付与された累計ポイント数に応じた数の MUFU 株式の換価処分金相当額の金銭について、赴任決定後すみやかに本信託から給付を受けます。
- (※3) 制度対象者が平成 28 年 7 月以降に死亡により退任した場合または退任後に死亡した場合は、在任中に付与された累計ポイント数に応じた数の MUFU 株式の換価処分金相当額の金銭について、死亡後すみやかに制度対象者の相続人が本信託から給付を受けます。
- (※4) 本信託に属する MUFU 株式数が、株式の分割、株式の無償割当て、株式の併合等により増加または減少した場合、交付等が行われる 1 ポイント当たり MUFU 株式数を見直します。

以 上

(照会先)

三菱 UFJ フィナンシャル・グループ
コーポレート・コミュニケーション部 広報室
03-3240-7651

(ご参考)

【信託契約の内容】

	「信託Ⅰ」	「信託Ⅱ」
①信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）	
②信託の目的	対象会社の取締役等に対するインセンティブの付与	
③委託者	MUFG	
④受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	
⑤受益者	対象会社の取締役等のうち受益者要件を充足する者	
⑥信託管理人	各対象会社と利害関係のない第三者（公認会計士）	
⑦信託契約日	平成28年5月17日（予定）	
⑧信託の期間	平成28年5月17日（予定）～平成30年8月末日（予定）	
⑨制度開始日	平成28年7月1日（予定）	
⑩議決権行使	行使しないものとします。	
⑪取得株式の種類	MUFG 普通株式	
⑫信託金の金額	約40億円（予定） （信託報酬および信託費用を含む。）	約62億円（予定） （同左）
⑬株式の取得時期	平成28年5月18日（予定）～平成28年6月17日（予定）	
⑭株式の取得方法	株式市場から取得	
⑮帰属権利者	MUFG	
⑯残余財産	帰属権利者であるMUFGが受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。	

【信託・株式関連事務の内容】

- ① 信託関連事務 三菱UFJ信託銀行株式会社が本信託の受託者となり、信託関連事務を行います。
- ② 株式関連事務 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき、受益者へのMUFG株式の交付事務を行います。